

社会医療法人 警和会  
大阪警察病院倫理委員会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会は、大阪警察病院倫理委員会(以下「委員会」という。)という。

(目的)

第2条 「委員会」は病院長の諮問に応じ、社会医療法人警和会においてヒトを対象として実施される医学的研究、臨床倫理、その他の倫理に関する事項を審議することを目的とする。

第2章 組織

(組織)

第3条 「委員会」は委員長1名、委員若干名をもって組織し、委員長及び委員は、病院長が命ずる。「委員会」に幹事1名を置き、病院長が命ずる。

(構成)

第4条 委員長は副院長又はこれに相当する職にある者の中から病院長が任命する。委員については、医師、薬剤師又は医療技術職、看護師、事務職、外部委員をもって構成する。なお、審議対象事項の実施責任者が委員である場合、当該委員は審議に参加できない。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は2年とする。

期間は4月1日より翌々年3月31日までとし、再任を妨げない。委員長及び委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(審議事項)

第6条 「委員会」で審議または調査する事項は、次のとおりとする。

- (1)各部署より提出される「倫理審査申請書」について、医学的、倫理的、社会的観点より審議する。実施要項については別に定める。
- (2)その他、倫理に関する必要事項。

(意見聴取)

第7条 「委員会」が必要と認めた場合、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

第8条 「委員会」は必要に応じて小委員会やワーキンググループを設け、意見を聴取することができる。

(委員会の開催)

第9条 「委員会」は、審議する内容がある場合に開催することとし、それ以外は、回覧等により情報共有をおこなう。

第10条 委員長は、患者の治療やケアの方針に関する選択・意思決定について、緊急に倫理的な判断が必要である場合、臨時委員会を開催することができるものとする。

(報告)

第11条 臨床倫理、その他の倫理の内容について、「委員会」以外で審議等された案件についても「委員会」に報告しなければならない。

(委員会の成立)

第12条 「委員会」は委員(委員長を含む)の3分の2以上の出席で成立する。

(議決)

第13条 「委員会」の議決は出席委員全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と求める場合は、出席委員の3分の2以上の合意をもって委員会の意見とすることができる。

第14条 状況により、審議事項を書類にして配布し回答を求め、これをもって「委員会」開催に代えることができる。

(委員会の庶務)

第15条 「委員会」の庶務は委員長の指示をうけて幹事がつかさどる。委員会の議事は議事録に記録し保管する。

#### 第4章 答申

(答申)

第16条 「委員会」に置いて議決した事項は、委員長から文書により速やかに病院長に答申するものとする。

附則 この規程は1998年4月1日より施行する

附則 この規程は2000年12月13日より施行する

附則 この規程は2001年12月21日より施行する

附則 この規程は2004年4月1日より施行する

附則 この規程は2005年8月1日より施行する

附則 この規程は2006年10月1日より施行する

附則 この規程は2015年4月1日より施行する

附則 この規程は2018年4月1日より施行する

附則 この規程は2023年7月1日より施行する